

# 自殺総合対策東京会議分科会設置要領

平成 19 年 8 月 9 日  
19 福保保政第 441 号  
改正 平成 23 年 6 月 9 日  
23 福保保政第 473 号  
改正 平成 24 年 11 月 30 日  
24 福保保政第 1028 号

## (設置)

第 1 自殺総合対策東京会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 に基づき、次に掲げる事項について検討するため分科会を設置する。

- (1) 都民への効果的な普及啓発・自殺予防教育などについて検討すること（普及啓発・教育分科会）。
- (2) 自殺念慮者や未遂者に対する早期発見・早期対応の有効策や、自殺未遂者の再度の自殺防止策を検討すること（早期発見・早期対応分科会）。
- (3) 自死遺族等に対する適切な支援のあり方を検討すること（遺族支援分科会）。

## (運営)

第 2 各分科会の運営については、要綱第 8 の規定を適用するほか、第 4、第 6、及び第 9 から第 11 までの規定を準用する。この場合において、「座長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

## (委員の任期)

第 3 各分科会の委員の任期は、委嘱の日からこの日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 附 則

この要領は、決定の日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 9 日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 30 日から適用する。